

平成19年6月15日（金曜日）

---

議 事 日 程

平成19年6月15日 午前9時00分 開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号から議案第3号についてまで

日程第3 選挙第1号 舟橋村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

追加日程第1 議員提出議案第1号 立山・黒部地域の世界文化遺産登録を求める決議

---

本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

---

出席議員（8名）

1番	野村信夫君
2番	明和善一郎君
3番	山崎知信君
4番	川崎和夫君
5番	竹島貴行君
6番	前原英石君
7番	嶋田富士夫君
8番	竹島ユリ子君

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職・氏名

村	長	金森勝雄君
副	村	長 古越邦男君
教	育	長 塩原勝君

総務課長	高	畠	宗	明	君
生活環境課長	笠	田	恵	雄	君
会計管理者	松	本	良	樹	君
代表監査委員	平	野		正	君

---

職務のため出席した事務局職員

事務局長	吉	田	昭	博
------	---	---	---	---

---

午前 9時10分 開議

議長（竹島ユリ子君） ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、平成19年6月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

一 般 質 問

議長（竹島ユリ子君） 日程第1 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

6番 前原英石君。

6番（前原英石君） おはようございます。

私は、この6月定例議会において、協働型社会についての質問をいたします。

昨今、政府、自治体を問わず協働が大流行であります。この舟橋村もご多分に漏れず、後期基本計画の中にも「協働」「パートナーシップ」の言葉が再三出てきておりますし、村長も議会などで「協働」という言葉をよく口にしておられますが、現状はともすれば協働のための協働の論議や、支援や施策が多く、自治会や各種団体は役場の下請化をしてしまい、その結果、住民にとっては負担と感じられてしまうような気がしております。

そうならないように、地域において公共サービスの担い手となる意欲と能力のある個人、そして自治体、各種団体、企業などと行政が協働して、公共サービスを提供していくシステムを築いていくことが重要だと思います。

そのようなことから、後期基本計画に基づいて、これからの4年間、確たる目標に向けてともに行動する協働住民を、村民の理解のもとで、協働の種をまき、協働の種を育て、その輪を広げていっていただきたいと考えております。

本村では、金森村長の強い思いから、平成18年度から自治会に対してコミュニティ振興交付金という形で協働社会への第一歩を踏み出しておられ、本年度についても230万円余りの予算が計上されており、村長の協働社会への強い思いが、少しずつではありますが村民に対して浸透してきているのではないかと考えております。

一般的には、協働とは、コラボレーションとかパートナーシップという言い方で使わ

れることもありますが、複数の団体が目的を共有し、ともに力を合わせて活動するという意味もあるのではないかと思うわけですが、各種団体と行政がお互いの長所を持ち寄り短所を補い合えば、村民に対してより質の高いサービスが提供できるのではないかと思います。

しかしながら、各種団体への補助金は年々削減されており、協働への理解者、協働住民を増やしていく上ではその考えとは逆行しているのではないのでしょうか。

協働という観点から見たとき、自治会と同様に、地域の各種団体が一緒になって実施する公益事業や奉仕活動に対しては、その内容によって当局が認めれば、交付金というような形で補助ができるようなシステムづくりが必要ではないのでしょうか。村長の考えをお聞かせください。

また、協働社会を構築していくためには、俺についてこい型のリーダーシップではなく、村民の話をよく聞き、合意形成能力を持った人材を協働コーディネーターとして配置する必要があると思いますし、協働社会の実現のためには、まずそれを進めていく行政の、専門家による勉強会や講習会などが必要ではないかと考えますので、そのような機会があれば積極的に参加していただきたいと考えております。

昨年12月定例議会の私の質問に対しましても、村長は「幅広い住民の意見を村の施策に反映できるよう、職員のプロジェクト・マネジメント能力の向上など、地域活動の活性化を図り、協働に基づくサービスを提供することが肝要」との答弁をいただきました。それを実現していただきたいと考えております。

また、村長はこれから協働を推進していく上で、委員会や審議会、意見聴取会などを設けられる考えはお持ちでしょうか。また、ワークショップのように委員会委員などの公募について今後行われるのでしょうか。

後期基本計画ができたばかりでの質問ですが、現在描いておられる構想がおありでしたらお聞かせください。私も協働社会の実現のために、微力ではありますが村長とともに協力していきたいと考えております。

以上で質問を終わります。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） おはようございます。

ただいまの6番前原議員のご質問にお答えいたします。

本村の総合計画の後期基本計画や新行政改革大綱、あるいは集中改革プラン、また県

の新総合計画等には「協働」という言葉が大変使われておるわけでございます。そういった視点から、協働とはということの質問だったと思っております。

それでは、私のほうからそれについて答弁させていただきます。

協働とは、共通の目的に向かい、個人ができることは個人が、地域ができることは地域が、個人も地域もできないことを行政が自己責任で行うということでありまして、今後のまちづくりの成功は、地域、行政の協働なくしてあり得ないと思っております。

議員がおっしゃったように、我が村では、平成18年度からコミュニティ振興交付金制度を創設いたしまして、自治会組織の活性化に寄与しているところであります。この制度は、地域の自主性、自立性を発揮するため、自治会が自ら考え、自ら行うコミュニティづくりの振興を図ると同時に、今まで行政が行ってまいりました地区公園やごみステーション、さらには街灯等の維持管理等を自治会で取り組んでもらうなど、地域でできることは地域で行う、いわゆる協働型社会づくりの実践を目指したものであります。

ただいま議員より、各種団体が行う奉仕活動や公益事業の取り組みについても補助等を検討してほしいとのご意見をいただきましたけれども、村が目指す協働とは、補助することでも活動を支援するものでもなく、自然・人・地域がきらめくまちづくり目標に向かって、自らの責任において、何ができるかを考えて行動していくことを推進することが最も大切であると私は考えております。どうかご理解のほどお願い申し上げます。

議員ご指摘のとおり、協働型社会の構築には自治会や各種団体の協力は不可欠であります。今や自治会や各種団体は、行政の下請だけの機関ではなく、対等の立場であると私は考えています。このことから、これからの行政は地域や各種団体のご意見、ご提案をいかに受け入れ、それを施策に反映できるかが大きな課題でもあり、そのための基盤となります体制づくりが大切であることを認識しておるものであります。

そのためには、タウンミーティングやワークショップを継続いたしまして、また同時に職員研修により職員のスキルアップを図り、住民のご意見等を受け入れる体制を整備してまいり、協働社会づくり実現に向けて邁進する所存でございます。

先ほど議員がおっしゃった、このための委員会あるいはまた審議会等を設置したらどうかというようなご意見でございましたけれども、私はもうしばらく実態を把握いたしまして、その件につきましては今後議員の皆さんとよく相談してまいりたいと思っております。

また、コーディネーター等の件につきましても、いずれにしましても設置した活動が

本来の舟橋村にふさわしいものかどうかということもありますので、私たちは十分調査研究してまいりたいと思っております。

そういうことをお約束いたしまして、私の答弁にかえさせていただきます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

議長（竹島ユリ子君） 3番 山崎知信君。

3番（山崎知信君） おはようございます。山崎でございます。

4月の村議会選挙に当たり温かい村民のご支持をいただき、きょうこの席にいることに対し本当に感謝申し上げます。どうもありがとうございます。何分初めてのことで緊張しておりますので、とちるかもしれませんがよろしくお願い致します。

私の公約の一つでありました芦原地区の商業地の開発について。これは、平成17年10月ごろに業者さんのほうから、富立大橋もでき、芦原のほうに商業ゾーンをつくったらどうかということで、地権者の方々に対して同意書がございまして、12月に村長に開発計画について出しております。そしてまた、1月にも村の要望として自治会長さんのほうからも出してあり、4月14日に陳情書を村長、議長会、議長、商工会に対しても出してありますが、なかなか答えが得られないということで本当に残念でございました。

それで、昨年の6月にタウンミーティングがございまして、村長にお聞きしましたところ、9月まで待ってくれないかという答えでございましたけれども、その答えもなかなか得られず、12月に地権者と自治会長が日曜日に村長室において話をお伺いしましたところ、3月まで待ってくれと。3月には総合計画後期基本計画の結果が協働の結果と一緒に出るからそれまで待ってくれということで、その結果がきょうここに出てまいりましたけれども、それに対して、日用買い物の利便性の不満度が53%もあり、今後、村長、また行政として芦原の開発計画に対してどう考えているのかお伺いしたいと思います。

それともう1つ、墓の用地の件ですけれども、住んでよかった村づくり、これから住みたくなるような村づくりが村のキャッチフレーズかと思えます。この村に対して本当に住んでよかったと思うわけですけれども、人間、最後に行くところは墓でないかなと、このように思います。他から来られた方は、最後にこの舟橋村で墓の用地を求めたいと思っている次第でございます。

住民の皆様方は、村のために地方税やいろいろな税を納めてまいったわけございま

すけれども、この間聞くところによりますと、上市のほうで墓が余っているからそっちのほうへ行けばいいのではないかという話もございました。まさかこの行政がそんな冷たいことをなさるようなことはないと思いますので、その点、村の共同墓地としてどう考えているのかお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 3番山崎議員のご質問にお答えいたします。

東芦原地区の商業地開発についての経緯等は、今ほど議員が話されたとおりであります。昨年4月14日、地区から正式に開発計画の陳情書が提出されておりますので、その後の取り組み等についてご説明いたします。

昨年の5月、地区タウンミーティングで東芦原地区としての考え方を改めて伺い、6月の議会全員協議会やあるいはまた定例議会では、開発計画に関連して今後の村のあり方等のご質問がありました。

将来にわたる村の方向性を確立するために、まず第1点は、自立に向けた計画であるかどうか、あるいはまた2番目には、協働によるまちづくりに合っているかどうか、3番目には、目標戦略重視型の計画づくり等はどうなのかというふうな必要性を説明させていただきまして、私の考え方をお伝えいたしましたところでございます。

そして、新たにこのたびの第3次舟橋村総合計画の後期基本計画を策定させていただいたところであります。特に今回は、10代から70代までの年齢層別に均等に生活環境や産業などの満足度、重要度についてアンケート調査を実施いたしました。今後のまちづくりに参考になる貴重な意見が多数寄せられましたけれども、集約してみますと、住みやすい生活環境の実現を求める声が一番高く、先ほどおっしゃったように53%を占めておるような状況でございます。特に利便性、快適性、安全性のさらなる向上策が強く求められると理解しているところでございます。

この内容を踏まえまして、去る5月15日、開発計画提案者に対しまして、村の南の玄関口にふさわしい、人々が集い語り合えるような計画のプランニングを依頼いたしました。その後、職員を交えた検討会を重ねているところでございます。

今年6月のタウンミーティングにおきましては、幾つかの地区でも生活用品等の買い物に不便であるのご意見もありましたので、現在、村が取り組んでいる状況を説明してまいった次第でございます。

今後は、8月末をめどとして計画をまとめてまいりたいと考えておりますけれども、

解決しなければならない課題といたしますが、問題も数多くありますので、スピード感を持ってこの問題に対処していく所存でございます。どうか議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

次に、墓地用地についてのご質問でございますが、墓地の経営許可等に関する権限は、平成12年4月に地方分権一括法の施行によりまして、市町村に権限が移譲され、本村でも「舟橋村墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等に関する条例」を制定しております。

墓地の設置場所の基準は、この条例の中の第6条に規定されており、河川から墓地までの距離は50メートル以上であることや、国道、県道、鉄道、住宅、学校、保育所等から100メートル離れていなければならないというふうに定めておるわけでございます。また、同条例の第6条第2項、あるいはまた施行規則の第2条には、今述べました条件であっても、長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないということを確認した場合においては、申請地から半径100メートル以内の住民、施設の同意を得れば許可できるとされております。

しかし、今舟橋村の状況を見ますと、日本一小さな自治体、3.47平方キロメートルであります。また、その中には約3,000人の人が住んでいる。人口密度も860余人と非常に高いわけございまして、皆さん方、見ていただければわかると思いますが、村内全域にわたっても住宅が点在しております。景観や公衆衛生上の観点から見ても、集団墓地を設置することは私は非常に難しいと思います。ましてや、やった場合にそれだけの用地取得、いろんなことを皆さん方はどう考えられるか。本当に私は難事だと思っております。

この村は、平成元年から村の事業といたしまして宅地造成事業を、請負ではなく村の直営でやってまいりました。その方々からもいろいろと話がございましたけれども、今日までに至っておるということは、なぜできないかということもその理由の一つとして皆さん方もご理解いただきたいわけでございます。

そこで、先般、6月10日に芦原地区でのタウンミーティングの席上申し上げたのは、大変難しいから、今近隣の町でそういった公営墓地に余裕がありますということで、できればその墓地をご紹介させていただきたいというふうに申し上げてきたところでございます。私はいま一度、皆さん方とまた協議等もさせていただきますけれども、そういう客観的な情勢の中でいかがかということもご理解を賜りたいなというふうに思っ

ておるわけでございますので、山崎議員さんも後援者の方とかいろんな方からそういう話があると思いますけれども、どうかそういった当局の考えがあるということもまた教えてあげていただきたいといひますか、経緯を説明してあげていただきたいということもお願い申し上げまして、私の答弁にかえさせていただきます。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

議長（竹島ヨリ子君） 山崎知信君。

3番（山崎知信君） 先ほどの芦原の商業開発についてでございますけれども、8月末をめどに解決していきたいという旨をお伝えいただきましたけれども、何か私の聞くところによりますと、副村長がそのプロジェクトチームの代表者となって働いているかとお聞きしておりますけれども、今後どうしていくのか、副村長にお考えを述べてもらいたい。また、いつ農振除外を解いていただき、急速にやっていただくのかお願いしたいと思ひます。

次に、墓の問題でございますけれども、村としては当面無理だという考えでございます。

私のところの東芦原の墓がございますけれども、そこに隣接して今計画しようかと。宗団法人に対してお伺ひして、永代借地権で村の条例をクリアすればいいのではないかとと思ひますので、またそのとき陳情なり何なり出てきました際には、村長のご指導のほどよろしくお願ひします。

以上でございます。

議長（竹島ヨリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 山崎議員の再質問にお答えしたいと思ひます。

今、墓地の話でございましたけれども、いろいろとそういった要望がございましたら、遠慮なく役場のほうへお聞きになって、できるだけ前向きに取り組んでまいります。そして、そういったことができるように検討してまいりますので、遠慮なく来ていただきたいと思ひます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（竹島ヨリ子君） 副村長 古越邦男君。

副村長（古越邦男君） 山崎議員の再質問についてお答えさせていただきたいと思ひます。

今ほど、副村長がプロジェクトチームの代表者というご質問でございましたが、私が窓口となって、この問題に対して仕事をしているということは事実でございます。

村長のほうから8月末をめどにしてという答弁があったかと思いますが、今後の予定といたしましては、来週19日に業者等を交えた中でプランニングを披露していただくという予定になってございます。それを踏まえまして、村の考え方等をまとめていくということになっていくかと思えます。

村長の答弁の中にも、幾つかの問題があるというふうに発言がございましたとおり、一番大きな問題は農振除外ではないかなというふうにも思われます。そのほかもクリアしなければならないことになってくるかと思えますが、それらの解決に向けてスピーディーに取り組みをしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、答弁にかえさせていただきます。

議長（竹島ユリ子君） 1番 野村信夫君。

1番（野村信夫君） おはようございます。1番の野村でございます。よろしく願いいたします。

私は、村道稲荷学校線の通学児童の安全性の確保について質問させていただきます。

本村は、平成になってから人口増対策に着手し、立地環境のよさを最大の武器に着実な成果を上げ、約1,400人だった人口が2,900人にまで増えてまいりました。人口の増加により若い世代の流入が多く、世間では少子高齢化問題が問いただされていますが、本村は未就学児童が急増し、高齢人口割合に比べ年少人口割合が非常に高く、理想的な体系になっていると言えます。

しかし、逆に急増したことによる問題点も多くあるように思います。教室不足による施設問題や保育時数の不足問題など、目につきやすい問題もありますが、私はその中で、村道稲荷学校線の児童生徒の安全性の確保の必要性を取り上げました。

この道路は幅員4メートルと非常に狭く、以前から改良要望などが多くありましたが、難しい財政状況の中で拡張工事の実施は難しく、断念したと聞いています。しかし、6月1日現在の小学校の児童数は254名おります。稲荷地区29名、国重地区から68名の児童が通学しています。両地区から97人と、実に全体の38%を占めております。しかもこの道路沿線には保育所もあり、送迎の車も多く通ります。また、駅南駐車場への通勤者の車もあり、非常に危険性が高いと思います。

村は、総合計画後期基本計画の中で、重点的取り組みに「安心・安全なまちづくりに取り組む」と公表しています。村道稲荷学校線の安全性確保対策の早期実現を要望しま

す。

村長のお考えをお伺いします。

以上、質問を終わります。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 1番野村議員のご質問にお答えいたします。

議員がご指摘のとおり、村道稲荷学校線は幅員4メートルであり、学童の主要通学路になっているのは事実でございます。十数年前から関係する国重・稲荷地区の改善要望であり、現在も継続して、安全な通学路の実現を要請されているところでございます。

このように地区要望がなされてきたのに、当局が何か無視したごとく思われ、誤解されていると思いますので、この路線に係る現在までに至る計画の経緯を簡単に私のほうから報告させていただきたいと思います。

まず、この計画に入ったのは平成8年から9年でございまして、この道路改良を進めるための基本計画、あるいはまた基本設計をいたしまして、その成果品を持って関係の自治会のほうへ説明に行ってまいりました。

その結果、地元の了解のもとに平成10年から14年にかけて、土地の所有者あるいはまた物件補償といいますが、物件を移転しなくてはならない方々の交渉をいたしまして、買取価格あるいはまた補償価格の交渉を進めてまいったわけでございます。それが平成15年度によく関係者の内諾をいただきましたので、平成16年度から3カ年継続の道路改良事業として実施することにいたし、県との協議も完了したのであります。

その事業の概要を申し上げますと、延長452メートル、幅員10メートル 片側歩道でございます。総事業費1億4,600万円、別に村単独事業費として1,760万円という事業の概要でございます。

しかしながら、皆さんご承知と思いますが、平成16年度から国の三位一体改革が始まったこととこの事業の実施年度と重なったわけでございまして、その当期には地方交付税の削減額など財源確保に不透明な要因があると考えられまして、事業化を断念せざるを得ない事態となったということでございますので、そういう点、皆さん方もご理解いただきたいわけでございます。

それでは今後どうするのかということでございますけれども、私はその整備方針につきましては、道路づくりということのハードから、例えば交通規制を行うとか、あるいは

はまた逆に歩道専用のものを何かできないかというふうなソフトへの転換を視野に入れて整備をすべきでないかというふうに考えているところでございます。

今後、十分調査研究してまいりまして、早く結論を出しまして、通学路あるいはまた学童保育の利便性、いろいろな安全性を考えまして取り組んでまいりたいとかように思っておりますので、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます、私の答弁とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

議長（竹島ユリ子君） 4番 川崎和夫君。

4番（川崎和夫君） おはようございます。4番の川崎和夫です。

質問に入る前に、去る4月の選挙で住民の皆様方の温かいご支援で当選することができました。ここに感謝申し上げます。また、今後とも温かいご支援とご支持をお願いしたいと思います。

それでは、通告によりまして質問に入らせていただきます。

きょうの質問については、私の公約にも掲げております男女共同参画についてどのように考えるかということで質問いたします。

質問の要点は2つあります。

1つ目は、舟橋村としてプランまたは条例の制定に向けて行動するかどうか。2つ目は、舟橋村の男女共同参画推進員の村としての設置についてであります。

国は、平成11年6月に男女共同参画社会基本法を公布、施行しました。その中で、5つの基本理念を掲げて、国や地方自治体と、国民が果たさねばならない役割を定めております。

1つは男女の人権の尊重であります。2つ目には社会における制度または慣行についての配慮、3番目、政策等の立案及び決定への共同参画、4番目に家庭生活における活動と他の活動との両立、5番目に国際的協調、この5つの基本理念を掲げてやっているわけです。また、地方公共団体の責務として、基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組むと。地域社会の特性を生かした施策も展開となっております。

富山県においても、富山県男女共同参画推進条例を平成13年4月1日に制定しました。上市町では平成14年10月31日、魚津市では平成16年3月17日、黒部市では平成13年3月に男女共同参画プランを策定し、県内の市町村で村は舟橋村だけにな

っておりますが、他の行政地区ではほとんどが条例あるいはプランを策定し、それぞれの市町において、それぞれの特色を生かしたプランや条例づくりが進んでおります。

舟橋村においても、村づくりの基本構想で個性が尊重される村の中で、また総合計画後期基本計画の中でも男女共同参画をうたっておりますが、どのような形で推進しているのかお聞かせ願いたいと思います。

昭和55年に、富山県男女共同参画推進員の設置で、2年に一度、約570名の推進員が委嘱されてきました。以来、舟橋村においても多くの方が推進員として参加されて活躍されてこられました。現在、舟橋村には県から委嘱された男性1名、女性2名、計3名が推進員として活動されており、啓発活動を行っております。しかしながら、浸透あるいは認識という面から見ると十分とは言えず、他の市や町に比べると取り組みが遅れているのではないかと考えております。

舟橋村において、去る5月7日臨時議会で竹島ユリ子議長が就任されました。県内市町村議会の女性議長は2人目であり、また町村議会では初めての女性議長が誕生したのを機に、男女共同参画社会の基盤整備に努めていくにはいい機会ではないかと考えております。

今後の社会のあり方を決定する男女共同参画社会の実現に向けてプランの推進、または条例化についての検討についてお伺いしたいと思います。

次に、県の委嘱の推進員の方はおられるのですが、村単独としての男女共同参画推進員の制度を条例化して、男女共同参画推進員を委嘱、配置し、県と村との推進員が両輪となって共同参画社会づくりに取り組んでいけばいいと思いますが、当局のお考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 4番川崎議員のご質問にお答えいたします。

男女共同参画についてであります。議員の質問の要旨にあります指摘は、本村は男女共同参画にかかわる条例等が未整備であり、近隣の市町では既に整備が整っている、行政の取り組みは活発に行われている。行政を含めて村民の認知度、理解度が著しく低くなっている、こういうことは大変遺憾なことであるという厳しいご批判をいただいたところでございます。

本村におきましては、現在、選挙管理委員会や教育委員会など行政委員会に女性がで

きるだけ起用されるように努めておりますし、また男女共同参画の推進に心がけているところでございますけれども、今ご指摘のとおり隣接市町に比べて取り組みが低いという事は否めないと思っております。

私は、総合計画の後期基本計画の「個性が尊重されるまち」の中に男女共同参画を位置付けておりまして、男女が対等な立場で認め合いながら、社会を支え、責任と利益を分かち合えることのできる社会の実現に取り組んでまいりたいと思っております。また、富山県の新総合計画「未来とやま」の「多彩な県民活動の推進」にも男女共同参画の推進が掲げられており、県民の女性委員の割合など参考指標も盛り込まれておりますので、本村の計画と一体化を視野にした施策を展開してまいりたいと考えております。そのためには、早い機会に村民の男女平等に係る意識調査を実施いたしまして、男女共同参画社会実現に向けての基本計画、いわゆるプランづくりに努めてまいり所存でございます。

また、県の委嘱による3名の推進員がおいでになるわけでございますけれども、今後は自治会からも推薦をいただくように、そして単独の委員も含めて増員を図ってまいりたいというふうに考えておるわけでございますので、こういった21世紀にふさわしい舟橋村ということを考えたときには、ご指摘のとおり男女共同参画社会の実現が私は最も重要だと思っております。そういった姿勢で今後とも取り組んでまいり所存でございますので、どうかご理解賜りますようお願い申し上げます、私の答弁にかえさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

議長（竹島ユリ子君） 7番 嶋田富士夫君。

7番（嶋田富士夫君） 皆さん、おはようございます。

私は、小学校の耐震補強と増改築の件で質問したいと思います。

新潟地震以来、大きな地震がなかった北陸地方に、3月25日発生の能登半島地震は、地震国日本中どこに住んでいても安全でないということを再認識させられました。

昭和12年に、仏生寺の地から今の場所に舟橋小学校が移転新築されてちょうど70年になります。昭和20年ごろ、戦時下の校庭はサツマイモ畑と防空壕の穴で防がれていて、勉強や体育でなかったような記憶があります。現在の校舎や体育館は昭和48年に再築されましたが、昨年の耐震診断の結果、校舎、体育館ともに構造上、東西に強度不足が判明しました。また、学童数の増加で特別教室を普通教室に改修して、普通教室不足の対応をしたので特別教室が不足となり、増改築の必要性を村長が示されるのは提

案理由説明のとおりだと思います。

今、学校教育施設の充実を早期に実施されるのが村民の願望でもあり、また最大の関心事であろうと思います。

役場でもらった小学校施設の配置図を見ると、南の校庭の中心付近に、校舎に近接して200坪ほどの借用地があるのが見られます。また、参考までに持参している平成13年から19年までの予算書を見ても、賃貸料の動きはありませんでした。その土地が40年近くたった今日まで借地のままであるのは、村に買収などの意思がなかったのか、または意思はあったが何かの都合でできなかったものなのか、それなりの理由があったことと思われます。この大きな事業に当たり、教育現場の声をよく聞き、使い勝手のよいものをとの村長の言葉がありましたが、それは最も大切な事項であろうと私も賛同いたします。

その意味においても、この事業立地、安全、効率、経済面などで考えたとき、借地のある南の校庭を利用するのが素人目にはベターと思いますが、中心にある借地の部分をどのように取り扱われるのかお尋ねをいたします。

幾つかのハードルを乗り越えて事業が安全無事、成功裏に完成することを願って、質問を終わります。

以上です。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 7番嶋田富士夫議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の趣旨は小学校の増改築に関することで、学校敷地内にある私有地についてどう取り扱うのかということであろうと思っております。

それでは初めに、その現況を簡単に申し上げます。

議員もおっしゃいましたけれども、私有地は校舎の南側にありまして、面積は2筆で、1,150平米、坪数に換算しますと347坪、賃借料は年間21万2,000円を支払いしております。

その借地につきましては、議員がおっしゃったように、今までの経緯といたしますが、所有権者の方と交渉事があったやに私は聞いておるわけでございますが、ずっとそのまま来ているということでございます。

しかし、今ご指摘のとおり、この機会といたしますが、小学校の増築に当たっては、この借地の取り扱いにつきましては大変重要な課題であると思っております。そうい

うことがありまして、先日、担当課長に地主さんと交渉するよということを言ったわけでございますので、今交渉過程にあるといたしますか、一応譲っていただけるものなら譲っていただきたい、取得したいということで私はおります。

それにつきましても、価格の問題、いろいろとございます。いましばらく猶予をいただきますして、そういった面の調整を図ってまいりたいと思っておるわけでございます。そういった交渉事を前向きにとらえていくことになれば、議会の皆さん方と相談いたしまして、そのような取得の方向へ努めてまいりたいとかように思うわけでございます。

また、提案理由のときにも先立って言いましたけれども、建設に当たっては検討委員会や議員の皆さんと十分協議しながら進めてまいりたいと、かように思っております。

どうか今後ともご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。簡単でございますけれども答弁にかえさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（竹島ユリ子君） 2番 明和善一郎君。

2番（明和善一郎君） ご苦労さまです。明和です。

任期最初の質問といたしまして、2点お伺いしたいということです。

まず1番目の質問としましては、農業政策全般についてということです。

国のほうでは、平成18年3月に決定しました新たな食料・農業・農村基本計画のもとで実施されております品目横断的経営安定対策というものがございまして。従来の対策の場合は、一律に全農業者に対して対策が講じられてきましたが、今対策からは個々の経営に着目し、対象を認定農家もしくは一定の要件を満たした営農組織に絞られてきたと。そのために、県内の各市町村では認定農業者の発掘や集落営農の組織化、協業化、法人化に向けた対策がそれぞれの市町村の独自の取り組みとして進められてきました。舟橋村ではいかがですか。

また、交付金の対象作物が、県内の場合、大麦、大豆の2品目になっており、舟橋村で平成16年から18年の基準年 これは国が定めている基準年ですが、その間に栽培されて、生産物が農協等へ出荷されたものはゼロに等しいんです。そのために生産条件不利補正対策 これは緑ゲタ対策、黄ゲタ対策という対策になっておるわけですが、これの補てん金の対象には全然なっていないということです。

それと、ことし4月1日より受け付け開始されました収入減少影響緩和対策 これはならし対策と言われておるのですが、これについても加入については同様のことでないかなと推察されるわけです。

これらのことから、意欲と能力にあふれた認定農家、集落営農組織の育成を進めるために、舟橋村の農業技術者協議会、舟橋村担い手育成総合支援協議会の中に農業相談員制度を設け、対象者の掘り起こしや組織化について相談を受けたり、申請等のアドバイスを行ったり、取り組み強化を進め対象者の育成を図るべきでないだろうか。そして、近隣の町で対策を講じられているような対象品目、対象者への町単独助成というものがございませぬ。こういったものの研究、検討を進め、舟橋村にふさわしい対策を構築し、農業経営に活力を与え、対象者の増大を図り、行く行くは舟橋村全体を考慮した舟橋村農業公社の設立に進んでいくべきではないでしょうか。村長のお考えをお聞きします。

次に、車の両輪ということで位置づけされております農地・水・環境保全向上対策というものがございませぬ。当初、村の説明会には6つの地区の代表が集まってきました。月日がたつにつれて、1つの地区がこの対策に取り組まないということで取りやめるということを聞きました。非常に多くの面倒な書類、これも役所様式で、一般の人が書く様式ではございませぬ。役所様式で提出しなさいということが最大の原因になっていると聞いております。

今後、県、国の会議があった場合に、農家が書きやすいもので承認されるよう働きかけを強化していただきたいと思ひますし、先ほど提案しました農業相談員制度を設けることにより、ここでも活用できるのではないかとということで、あわせてお考えをお伺ひします。

次に、2番目の質問ですが、食育教育の取り組みについて伺ひます。

今月は、県下一斉に食育教育月間として、各地で保育所園児から小學校生徒を対象にした生産・栽培体験を実施し、年末には加工体験やみんなで試食体験をして進めていきますよということが毎日のように新聞記事で見られるわけがございませぬ。

このような体験活動を通して、それぞれの地域にある特産品や地元で生産される野菜等に直接触れることにより、より新鮮で、自分がつくった喜びをかみしめ、野菜好きな子どもたちが増えるのではないのでしょうか。これらの体験学習をより活発に実施していくために、県の単独事業、元気とふれあいの学校給食づくり事業というものがございませぬ。これを取り入れることにより、推進組織体制の確立、地場産食材を活用した特別給食の日、生産農家と児童生徒との交流会の開催等を通じ、地元で生産される農産物に対する知識や理解を深めてもらうことが食育教育にとって大事なことはないでしょうか。

また、加工体験用の機具、資材の調達等事業を活用し、有効に進めればより高い効果が得られると思いますが、舟橋村としての取り組みについてお伺いをしたいと思います。

以上2点でございます。よろしく申し上げます。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 2番明和議員のご質問にお答えいたします。

初めに農業政策全般にわたってでございますけれども、一昨年の平成17年8月、舟橋村の農業を創造する会を立ち上げまして、担い手の育成、新規作物の導入や複合経営の推進などの提言をいただきまして、平成18年度予算には、担い手育成支援事業補助金、特産品研究・開発事業補助金、農地集積流動化奨励金などを盛り込んだ新しい事業を実施してまいりました。平成19年度におきましても、農地・水・環境保全向上支援事業交付金対策事業を新たに追加いたしまして、本村の農業振興発展を目指しているところでございます。

また、今年3月には、本村総合計画の後期基本計画を策定いたしましたので、今後は「水と緑を育むむらづくり」に向けて、年次ごとの実施計画策定に取り組んでまいり所存でございます。

次のご質問にあります、品目横断的経営安定対策への村単独対策についてでございます。

ご指摘ありましたように、認定農業者あるいはまた集落営農組合に対する補助金制度、要するに国の抜本的な補助体系が変わったわけでございますので、そういったことを含めてのご質問であったわけでございます。

そこで、現在の舟橋村の状況を申し上げますと、認定農業者が2人で、今の品目横断のところの加入の話でございますのでちょっと間違いないようお願いしたいと思います。2人と、1集落営農組合 海老江集落営農組合でございますけれども、集積面積約35ヘクタールが加入されるというふうにお聞きしておるわけでございます。

そういたしますとも、さらなる加入促進のためにさきの議会で申し上げましたとおり、村担い手育成総合支援協議会を核といたしまして、個別経営、集落営農組織などを中心とした生産組織の育成、さらにその経営体の充実強化に努めてまいり所存でございます。

先ほど議員がおっしゃったとおり、それをさらに活動させるといいますか、そういったことを考えていくなれば、当然、農業相談員といえますか、そういった方を設置して、

いろいろとこういった啓蒙活動、普及活動に努めてまいるのは、私はごく自然のことだと思っております。そういったことを含めまして、その協議会をさらなるものにしてまいりたいと、かように思っておるわけでございます。

そういうことに今後とも取り組んでまいります。どうか議員さんは、その模範的な実践者でございますので、いろいろとご指摘、ご指導を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

次に、農地・水・環境保全向上対策の取り組み集落への村としての支援のことでございます。

確かに当初、6地区が取り組みに手を挙げておりました。しかし、現在は5地区になったということでございまして、取り組みの内容等もお聞きしておりますと、非常に難しいといえますか、事務が煩雑だというふうなことを聞いております。

そこで先日、北陸農政局の局長さんも我が村を訪ねておいでになったわけでございます。そういった折には、実態をペーパーにまとめまして要望をしたところでございます。

そういうことで、今後とも皆さん方がそういった複雑な事務に立ち遅れないように、適宜指導助言してまいりたいと考えております。

また、実施地区の多い事業の中に、例えばカバープランツの植栽ということもあるように聞いております。こういったことにつきましては、先進地視察をしていただいて、それがまことにこの地域にふさわしいものであれば、村の事業としても取り組んでまいりたいというふうに思っておるわけでございます。

そのように農業に対する意気込みを、今後とも私は基幹産業としてとらえ、そのような施策を講じてまいらなければならないという考えであります。そういったことが、次に掲げておられます公社の設立に結びつくのではなかろうかと。とりわけ本村の農業形態を見ますと、兼業農家がほとんどでございまして、専業農家は指で数えるほどしかおられないわけでございます。そうなりますと、どうしても集団転作もできない、いろいろな支障があるわけでございます。そういったことが、集落営農組織が一向に進まないといえますか、その要因になっているのではないかと推察しているところでございます。

今後は、集落ごとに集団転作での取り組みなり、あるいはまた先ほど言いましたように集落営農化への推進を行いまして、村全体での担い手集団を育成してまいりたいと、そしてそれを統合したもので私は舟橋村農業公社（仮称）に結びつく体制ができるのではないかと、かように思っているわけでございます。そういった取り組みを今後とも後

退なく続けてまいり所存でございます。何とぞご指導、ご鞭撻をお願い申し上げる次第であります。

次に、食育教育の取り組みについてでございます。

県の新総合計画では、豊かな自然や生活環境を生かし、住みなれた地域の中で、健康で快適に、安全で安心して暮らせる県を目指し、健康づくりと医療、福祉の充実として「食の安全確保と食育の推進」が掲げられているところでございます。

本村におきましても、後期基本計画の中で、農業振興には後継者、就業者の育成のために、あるいはまた学校教育におきましては生きる力をはぐくむ教育の推進のため、それぞれ農業体験や啓発活動の推進を記述しているところでございます。

このように、食育といえどもさまざまな効果が期待できます。本村の施策といたしましては、健全な食生活に係る知識の普及啓発、家庭、学校、地域など各生活場面を通じた食育の推進をしていくべきであると私は考えております。

また、このことにつきましては、明和議員さんにいろいろとお世話になっておるわけでございますけれども、昨年度から始めました特産品の研究・開発事業にあわせまして、未就学児童、小中学生を対象にした農業体験を実施しております。昨年度は、保育児による枝豆の収穫及び試食を行いまして、保護者からも大変好評を受けたところでございます。ことしは、保育児は播種から収穫試食まで、小学3年生には定植から収穫試食までの作業体験を予定しておるところでございます。

今後とも、議員がおっしゃった県の制度等も活用いたしまして、実のある食育に向かって取り組んでまいり所存でございます。

今後は、先ほど申し上げましたように後期基本計画に記されている事業体系に基づきまして、舟橋型食育なるものを目指し、努めてまいり所存でございます。議員さんのご指導、ご鞭撻をお願い申し上げますとともに、議員各位のご理解を賜りまして私の答弁にかえさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（竹島ヨリ子君） 5番 竹島貴行君。

5番（竹島貴行君） 竹島貴行です。

まず初めに、住民の皆さんからのご支援、ご支持をいただき、議員としての2期目をスタートすることができましたことを感謝し、住民の皆さんのご期待にこたえるべく精進していく決意であります。また、同僚議員の皆様及び当局関連の皆様にも、今後4年間、ご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

さて、当村における住民の皆さんに提供されるサービスは施策に基づくものであり、その施策は計画に基づいて策定され、個々の計画は総合計画に沿った形で策定されるものであると思います。逆に樹木に例えて考えれば、総合計画という太い幹があり、その幹からさまざまな計画が太い枝として伸び出ており、その先に施策という小さい枝が伸び出ている。そして、その小枝にサービスという名の葉が茂り、舟橋村という一本の木になるのだと思います。その太い枝や小枝は生い茂った葉で見えにくく、住民の側からすれば、どのような枝があるのだろうか興味のあるところだと思います。中には枯れた枝もあるでしょう。どんどん太く成長している枝もあるでしょう。

そこで、住民の皆さんに実態を報告し、情報を共有することで、ともに住みよい地域づくりを考えることへつなげたいと考えている私の第1の質問です。

最近、当村では舟橋村総合計画後期基本計画、舟橋村障害福祉計画などが策定されました。現在においては、舟橋村に計画として遂行中のもの、またこれから遂行されるものはどれだけあるのでしょうか。その量と内容について具体的にご紹介をお願いいたします。これについては、総務課長によろしくお願い申し上げます。

次に、役所で取り扱われる文章の表現や住民が役所から受ける説明については、よく役所用語としてやゆされ、住民にとってわかりにくいことが多々あります。同じ文章でも、表現によって役所の見解と住民の解釈が食い違うことがあると思っているのは私だけかもしれませんが、そのような思いから、あえて質問させていただきます。

最近策定されました障害福祉計画では、基本理念を「地域でともに生き、ともに暮らす、心ふれあう舟橋村」とされ、基本目標を設定し、目標値を設定しながら目標の実現に向けて施策を推進しますと表現されています。非常にすばらしい表現であり、住民として将来に希望が持てる歓迎できる表現でもあります。

しかし、住民の側からは本当にそうなのか、本当に期待してよいのかと、反面疑心暗鬼が生ずることも多くあります。ほかの計画書も同様ですが、中に書かれている「進めます」「取り組みます」とか、「推進します」「目指します」「つなげていきます」「図ります」「行います」「努めます」という表現は、住民の側から計画書の見方及び解釈の仕方としてどれだけの実行性が期待できるものなのでしょうか。

住民の立場で考えると、実行すると言えば実行する、しないと言えばしないの二者択一の解釈になりがちです。村が作成した計画書の文章には、その背景にやってみないとわからないという含みがあるのではないかと考えてしまいます。

さきに言いました、進めます、取り組みます、推進します、目指します、つなげていきます、図ります、行いますという言葉は、正確に言うと、進めるよう努力します、取り組むよう努力します、推進するよう努力しますという、後に「努力します」という言葉がついているのではないかと思ってしまう。つまり、イエスかノーかではなく、その間に中間部分があり、ファジーで雲をつかむような話になってしまいがちではないかということです。役所の文章の読み方はこのように読みなさいというものがあれば、村長、ぜひご教示お願い申し上げます。

次の質問に移ります。

舟橋村総合計画の基本構想に、「第3章 新しいむらづくり推進の重点プロジェクト」があります。その中の重点プロジェクト3に、「高齢者・障害者にやさしいバリアフリーの計画的なむらづくり」と明記されております。しかし、残念ながらここで明記されているバリアフリーという表現は、総合計画の前期・後期基本計画や施策の中には見受けられないのであります。

本来、基本構想に基づく計画であるなら、その思想は計画に反映されるのが当たり前であると私は考えます。多分思想は表現を変えて後期基本計画に盛り込まれているものと思い、後期基本計画書を見させていただきました。そして、高齢者・障害者にやさしいバリアフリーの計画的なむらづくりは、まちづくりの目標実現に向けた3本の柱の一つ、「いきいきと優しさあふれる 安全・安心の舟橋」の中に含まれているものと解釈しているところであります。

また、この「高齢者・障害者にやさしいバリアフリーの計画的なむらづくり」という表現を基本構想に明記しているからには、計画として、施策として、まちづくりにバリアフリーを取り入れてしかるべきであると考えています。後期基本計画の重点施策「快適性・安全性を目指した生活環境整備の推進」を具体的に煮詰めていけば、バリアフリーという表現が浮かび上がってくるかもしれませんが、お年寄りや子ども、障害者などの弱者と言われる人たちにもやさしいまちづくりとして、村内環境のバリアフリー化を住民の皆さんにご理解とご協力をいただき、そして県などの関係機関の協力を引き出しながら、強力に推し進めてほしいと要望します。特に、歩道の段差解消及び一定幅の歩道の確保を行い、安心・安全に歩けるまちづくりを弱者の立場に立って一刻も早く実現していただくよう要望します。

後期基本計画は体系的にまとめられ、内容もわかりやすく書かれております。その中

に総合計画を基軸とした新しい行政経営を実現するため、P D C Aのマネジメントサイクルを回すということが書かれております。つまり、計画を立て、それを実行する。そして、その結果を評価した上で改善につなげていく、これを順番にサイクルとして回していくという図であります。これは、当局が後期基本計画を推進していく上で、計画実現に向けてのやる気をアピールされているのだらうと評価しております。

平成13年に策定された基本構想のプロジェクト「高齢者・障害者にやさしいバリアフリーの計画的なむらづくり」が現在に至ってどれだけ実行されたのかの検証と、今後、このバリアフリー化の実現に当局がどう取り組んでいただけるのか、住民が希望を持てるような答弁を期待しております。

以上、私の質問とさせていただきます。

議長（竹島ユリ子君） 総務課長 高嶋宗明君。

総務課長（高嶋宗明君） 5番竹島貴行議員の村の計画のご質問についてお答えいたします。

本村には、最上位計画に位置づけられます第3次総合計画があります。昨年度策定いたしました後期基本計画も含まれますが、この計画は本村の施策・事業の総括的な体系を示すものであります。

次に、舟橋村新行政改革大綱・集中改革プラン（平成18年3月策定）。

地方分権、三位一体改革における地方交付税・補助金の大幅な減額など、ますます厳しさを増す財政状況の中で、生活環境の整備や社会的サービスの充実を図るためには、行政のより一層簡素で効率的な行政体制の確立と住民参加型行政サービスの提供が不可欠です。このための今後5カ年の行政改革の取り組みを具体的に示したものであります。

続きまして、舟橋村障害福祉計画（平成18年度から平成23年度）。

障害者自立支援法に定めるサービスなどの必要量を的確に見込み、その提供体制の確保のための方策を定め、サービス提供体制の計画的な整備を図り、村で障害のある方の地域での自立した暮らしを支援し、自立と共生の社会づくりを推進するものであります。

続きまして、次世代育成支援行動計画（平成17年度から平成21年度）。

村でも子どもを安心して生み育てることができる社会を目指し、子育て支援や子どもたちの健全育成のために今後進めていくべき子育て支援施策の方向性や目標を定めたものであります。

続きまして、母子保健計画（平成14年度から平成18年度）。

近年、核家族化、女性の社会進出の増加や就労形態の多様化など、家庭や子どもを取り巻く環境が変化してきています。舟橋村では、宅地造成に伴い、乳幼児数が年々増加し、村全体の保育や子育て支援に対する関心がこれまで以上に高まっています。

そこで、村民の要望を把握した上で、母子の健全育成を支援することを基本目標に「みんなで考え・実行～笑顔いっぱい 家庭と地域～」という、健康の視点からこの計画を策定しました。この計画は平成18年度で終わりのものですから、今年度は見直しの年であります。

続きまして、緑の基本計画（平成9年10月に策定）。

都市における緑豊かな生活環境の形成に向けて、緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であります。

続きまして、都市計画マスタープラン（平成15年7月策定）。

望ましい都市像の明確化や適正な都市づくりの課題、それに対する整備などの方針を明示するものであります。

続きまして、農業振興地域整備計画（昭和48年度に策定）。

農業の振興を図ることが必要と認められる地域について、農用地の有効利用と農業生産基盤を計画的に推進するための基本的計画であります。

続いて、田園環境整備マスタープラン（平成17年度に策定）。

土地改良法の改正により、環境との調和への配慮が平成14年度以降の農業農村整備事業実施の基本原則となった。この基本原則を農業農村整備事業で実現し、農地、水路、集落が有機的つながりを有する農村地域において、食料の安定供給とともに自然と共生する環境を創造していくものであります。

最後に、酪農・肉用牛生産近代化計画。平成17年度から平成27年度まででございます。

酪農・肉用牛経営を改善し、畜産物の安定供給に資するための計画であります。

以上で、答弁とさせていただきます。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 5番竹島議員の質問にお答えいたします。

さきに総務課長のほうから、舟橋村の計画がどのようになっているのか、あるいはまたどのようなものがあるのか、その内容等を説明したところでございます。

私は、ご質問の趣旨であります計画書の中に表現されている文言について、私なりに理解している中で説明を申し上げたいと思っております。

舟橋村の総合計画をはじめとするそれぞれの計画書の中の表現には、ご指摘のとおり、「推進」とか「目指す」とかといろんな文言が使われているところでございます。ちょっとその文言のことを申し上げたいと思います。

「推進」ということにつきましては、何々体制の整備を推進しますと。また「目指す」ということになると、事業の向こう側にある形といえますか、具体的な目標数値へ向かう姿勢を表現する文言として使われておりました、例文的には、人と野生鳥獣が共生できる自然環境の構築を目指しますというような記述をされております。また、「努めます」という表現は、住民の要望等に対して十分検討し、前向きに取り組む姿勢を表現する文言として使われております。例文といたしましては、何々者の雇用機会の拡大に努めますというふうに、いろいろとそれぞれの文言が使われておりました、これは、そういった計画の中で使われる専門用語として受けていただければ結構かと、私はそのように理解しているわけでございます。

こういった言葉は、いずれにしましても最後は計画があってもそれが実施されないということは何かと言いますと、基本計画から実施計画へ移って、これは年次計画とも言うわけでございますが、当該年度ごとの予算措置によってそれぞれの文言が具体化される、いわゆる議員が述べられた実行性に結ばれるということをご理解いただきたいわけでございます。

ですから、我が村のここの予算額が12億4万4,000円でございますけれども、その12億4万4,000円がどのような形で皆さん方の要望、あるいはまた計画の中で求められている施策としてどう予算づけがされているかということが関心事でなかろうかと、私はそういうふうに理解しているわけでございます。

そういうことで、ここの予算編成あるいはまたその後の議決を得たものを広報誌等を通じまして、舟橋村の予算の内容を記事として流しておるわけでございます。まだまだ不足しているものがあるということは認識しておるわけでございますけれども、今後とも村民と一体となった行政を進める場合には、役場が何をやっているんだとか、皆さん方が求めていることはこういうふうの実現しているということを具体化していかないと、私はうまくいかないのではないかと。

ですから、私も村政を預かりましてから2年数カ月になるわけでございますが、私自

身もそういったことで自責を感じているわけでございまして、今後ともそういうことのないように、村民の方が舟橋村に住んでよかった、そしてまた今後とも住みたいというふうな熱き思いを実現していくのが行政を預かっている私ではないかというふうなことを思っているわけでございます。

そういうことを含めまして、次の質問にお答えしたいと思います。

次に、高齢者、障害者にやさしいバリアフリーの計画的まちづくりの取り組みでございいます。

平成13年度に策定いたしました第3次総合計画の中には、重点プロジェクトに位置づけ、小学校の身障者トイレの設置や中学校の手すりの設置、あるいはまた役場正面玄関の段差改修など、完全ではありませんけれども取り組んでまいった次第であります。

また、昨年度策定いたしました後期基本計画の中でも、「いきいきと優しさあふれる安全・安心の舟橋」の重点施策の中に位置づけしております。継続して取り組んでまいります。今後4年間の間で、村民の要望や前期計画の検証をもとに、先ほど竹島議員がおっしゃったようにP D C Aのごとく、計画、実施、評価、改善というふうなサイクルの経営的な感覚で、こういった諸問題に取り組んでまいるのが今日の行政運営でなかろうかと私も認識しておるわけでございます。今後とも、実施計画、そして年次計画をきちんと策定いたしまして、要望実現のために努力をしてまいりたいと考えております。

議員各位あるいはまた皆さん方からいろんなことを積極的にお聞かせいただければ幸いですと思っておるわけでございます。

今後とも、こういった姿勢で進めてまいりますので、どうかご理解を賜りますようお願い申し上げます、私の答弁にかえさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

議長（竹島ユリ子君） 以上をもって一般質問を終わります。

---

#### 議案第1号から議案第3号まで

議長（竹島ユリ子君） 日程第2 議案第1号から議案第3号まで3案件を一括議題とします。

（質 疑）

議長（竹島ユリ子君） 提案理由の説明が終了しておりますので、これから一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（討 論）

議長（竹島ユリ子君） これから一括討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） 討論がないようですから、討論を終わります。

（採 決）

議長（竹島ユリ子君） これから議案第1号から議案第3号まで3案件を一括して採決します。

議案第1号から議案第3号までの3案件を原案のとおり可決・承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第3号まで3案件は原案のとおり可決・承認されました。

---

#### 舟橋村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

議長（竹島ユリ子君） 日程第3 舟橋村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

舟橋村選挙管理委員会委員に

舟橋村国重 5 8 番地	舟 川 豊次郎 君
舟橋村仏生寺 3 6 番地	中 田 俊 夫 君
舟橋村古海老江 1 0 0 番地	杉 本 政 雄 君
舟橋村舟橋 1 0 7 4 番地	竹 島 和 子 君

同補充員といたしまして

舟橋村東芦原 1 9 6 番地	吉 田 昭 一 君
舟橋村海老江 1 2 1 番地	明 和 俊 一 君
舟橋村稻荷 5 9 - 1 5 番地	長谷川 直 人 君
舟橋村竹内 5 0 2 番地	杉 田 正 君

を当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） ご異議なしと認めます。

したがって、舟橋村選挙管理委員会委員に、舟川豊次郎君、中田俊夫君、杉本政雄君、竹島和子君、同補充員に、吉田昭一君、明和俊一君、長谷川直人君、杉田 正君が当選されました。

---

#### 日 程 の 追 加

議長（竹島ユリ子君） ただいま嶋田富士夫君ほか 3 名から、議員提出議案第 1 号 立山・黒部地域の世界文化遺産登録を求める決議が提出されました。

これを日程に追加し、議員提出議案第 1 号を追加日程第 1 に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号を追加日程第1に追加し、議題とすることに決定しました。

#### 議 員 提 出 議 案 第 1 号

議長（竹島ユリ子君） 追加日程第1 議員提出議案第1号 立山・黒部地域の世界文化遺産登録を求める決議を議題といたします。

（提案理由の説明）

議長（竹島ユリ子君） 提案理由の説明を求めます。

嶋田富士夫君。

7番（嶋田富士夫君） 提案いたします。

世界に誇る豊かな自然と雄大な景観を有する立山・黒部地域は、我が国を代表する山岳観光地である。

また、日本三霊山のひとつとされる立山連峰の山岳信仰の歴史や文化をはじめ、大自然の厳しさと対峙しながら、先人の英知と汗によって築かれた貴重な電源開発の歴史は、世界に誇り得る富山県の宝である。

これらの自然や歴史・文化的な財産を未来永劫に守り、継承しながら、この地域の魅力を高めていくことが、立山・黒部地域4市4町1村の住民に課せられた責務であり、世界文化遺産への登録はこの地域住民総意の願いでもある。

よって、舟橋村議会は、地域住民の願いである世界文化遺産登録実現に向け、立山・黒部地域4市4町議会と連携を図りながら、関係機関に強く要望していくものである。

以上、趣旨の説明を申し上げましたが、審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（竹島ユリ子君） 提案理由の説明が終わりました。

（採 決）

議長（竹島ユリ子君） お諮りします。

ただいま提出された議案については、この際直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） ご異議なしと認めます。

これより議員提出議案第1号 立山・黒部地域の世界文化遺産登録を求める決議を採決します。

議員提出議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号 立山・黒部地域の世界文化遺産登録を求める決議は、原案のとおり可決されました。

---

議長（竹島ユリ子君） 以上をもって、本定例会の全日程が終了いたしました。

村長から発言要求がありますので、これを許します。

村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） このたびの定例議会に提案いたしました案件に、皆さん方の満場のご同意をいただき、厚く御礼を申し上げます。

梅雨入りも例年より遅れているようでございますけれども、間もなく梅雨となり、高温多湿の日々が到来すると思います。どうか健康にご留意いただきまして、議員活動をされますようにご祈念申し上げまして、お礼の言葉といたします。

本当にありがとうございました。

---

## 閉 会 の 宣 告

議長（竹島ユリ子君） これで本日の会議を閉じます。

平成19年6月舟橋村議会定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午前10時43分 閉会

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成19年6月15日

議 長 竹 島 ユリ子

署 名 議 員 山 崎 知 信

署 名 議 員 川 崎 和 夫